

## 監理技術者制度運用マニュアルについて

国土交通省総合政策局建設業課

### 改正の背景

「資格者証（監理技術者資格者証）運用マニュアル」については、建設工事における監理技術者に関する役割や規定について網羅的に記載したマニュアルとして平成6年12月に制定され、順次改正されてきたところ。

前回改定から約4年が経過し、この間に数度の通知により制度改正が行われてきたことに加え、平成14年度に結論を得た技術者制度研究会の報告内容を反映するほか、平成16年3月より公益法人改革に伴う改正建設業法が施行されることから、本マニュアルの改正が必要となったところ。

また、マニュアルの趣旨にあわせ、名称を「監理技術者制度運用マニュアル」とし、平成16年3月1日付け新たに制定。

### 改正のポイント①：監理技術者等の専任の考え方の明確化

#### ・監理技術者等の途中交代について

監理技術者等の途中交代を認める場合について、入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で慎重かつ必要最小限とし、これが認められる場合としては次に掲げる場合が考えられる。

ただし、発注者と建設業者の協議により、交代前後の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められることが必要。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

#### ・監理技術者等の専任期間について

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいい、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次に掲げる期間は専任を要しない。

ただし、発注者と建設業者の間で専任を要しない期間が書面により明確となっている

ることが必要。

- ① 請負契約の締結後、現場施行に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付けのみが残っている期間

## 改正のポイント②：公益法人改革に伴う制度改正

### ・監理技術者講習の登録機関化に係る制度の変更

公益法人改革に伴い監理技術者講習を登録機関化することに加え、資格者証の交付要件としての講習の位置付けを改め、公共工事の監理技術者に就く際の要件とすることについて規定された改正建設業法の内容について記載

## 改正のポイント③：その他の運用通達の反映

### ・監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係に係る考え方について

直接的な雇用関係については、資格者証、健康保険被保険者証または市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要。

恒常的な雇用関係については、国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要。

### ・出向社員に関し直接的な雇用関係とみなす特例について

建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的な雇用関係に関する特例を示した通知について追加

### ・営業所専任技術者が監理技術者等となる場合の考え方について

営業所専任技術者について、工事現場と営業所が近接している場合、専任を要しない監理技術者等として現場で従事することができることについて示した通知の内容について追加